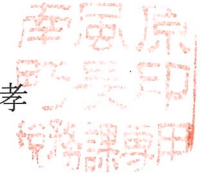


公 示 送 達 書

南風原町告示第 117 号

令和8年9月8日

南風原町長 金城 宏 孝



下記の送達すべき書類が、本人の住(居)所不明等のため送達する事ができないため、地方税法第20条の2及び南風原町税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、南風原町税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

記

送達を受けるべき者の 氏名、名称	送達をすべき書類の名称	備 考
NAKAMURA BOONTAM	執行停止通知書	

地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。